プラ法施行に対する各市町の検討状況(とりまとめ) (R3.7調査、R4.2調査時及び今回の調査結果の比較)

R5. 3. 13 県資源循環推進課作成

市町のプラ法に向けた検討状況について、R3.7調査、R4.2調査と比較した。

調査実施期間:①R3.7.26~8.4、②R4.2.2~2.14、③R5.2.16~2.28

回答数 :全25市町

既にプラスチック製容器包装廃棄物を分別回収している市町 10

プラスチック製容器包装廃棄物を分別回収していない市町 15

その他 : 各回答項目は①(R3.7)→②(R4.2)→③(R5.2)の順に記載

設問は今回調査内容を記載

既にプラスチック製容器包装廃棄物を分別回収している市町 対象自治体数 10

- **設問(1)** 法施行後、プラスチック製容器包装廃棄物(容プラ)に加えプラスチック製容器包装 以外のプラスチック使用製品廃棄物(製品プラ)を分別回収することを検討しているかについ て教えてください。
 - 1. 検討している $10\rightarrow 10\rightarrow 9$
 - 2. 検討していない $0 \rightarrow 0 \rightarrow 1$
- **設問(2)**(1)の回答で1を選択した場合、いつ頃からの分別回収を予定しているか教えてください。[回答数:9]
 - 1. プラ新法の施行後1年以内に $1 \rightarrow 1 \rightarrow 1$
 - 2. プラ新法の施行後3年以内に $1 \rightarrow 0 \rightarrow 2$
 - 3. プラ新法の施行後 5年以内に $0 \rightarrow 0 \rightarrow 0$
 - 4. プラ新法の施行後 10 年以内に $0 \rightarrow 0 \rightarrow 0$
 - 5. 未定又は検討中 8→9→6
- **設問(3)**(1)の回答で1を選択した場合、容器包装再商品化法の指定法人への委託を検討しているか、再商品化計画の認定申請を予定しているかについて教えてください。「回答数:9]
 - 1. 指定法人への委託 $1 \rightarrow 2 \rightarrow 1$
 - 2. 再商品化計画の認定申請 0→0→0
 - 3. 未定又は検討中 9→8→8
- **設問(4)**製品プラを分別回収するに当たっての課題を教えてください。(※複数回答可)
 - 1. 分別収集の変更手続や住民周知などを行う上で人的リソースに課題 $7 \rightarrow 6 \rightarrow 7$
 - 2. 費用面に課題 $4 \rightarrow 4 \rightarrow 4$
 - 3. 再商品化計画の認定に当たって近隣にリサイクル事業者がいない $3 \rightarrow 2 \rightarrow 2$
 - 4. その他 8→6→4
 - ・製品プラスチックが入ってくることによる既存の中間処理施設の整備内容等
 - ・回収方法の変更の際は組合との協議及び、他の構成市町との足並みをそろえる必要あり。
 - ・収集運搬の方法(単独 or 広域)、ごみ置き場の確保
 - ・プラスチック製品の厚さや大きさ等に制限があり、分別方法を周知徹底するのが困難

プラスチック製容器包装廃棄物を分別回収していない市町 対象自治体数 15

- **設問(1)** 法施行後、プラスチック製容器包装廃棄物(容プラ)とプラスチック製容器包装以外 のプラスチック使用製品廃棄物(製品プラ)の回収方法についての検討状況について教えてく ださい。
 - 1. 容プラ・製品プラ両方の分別回収を検討している $5 \rightarrow 5 \rightarrow 6$
 - 2. 容プラのみ分別回収を検討している $2 \rightarrow 2 \rightarrow 3$
 - 3. 検討していない $8 \rightarrow 8 \rightarrow 6$
- **設問(2)**(1)の回答で1又は2を選択した場合、いつ頃からの回収方法の変更を予定している か教えてください。[回答数:9]
 - 1. プラ新法の施行後1年以内に $0 \rightarrow 0 \rightarrow 0$
 - 2. プラ新法の施行後3年以内に $0 \rightarrow 0 \rightarrow 1$
 - 3. プラ新法の施行後5年以内に $1 \rightarrow 1 \rightarrow 2$
 - 4. プラ新法の施行後10年以内に $0 \rightarrow 1 \rightarrow 1$
 - 5. 未定又は検討中 $6 \rightarrow 5 \rightarrow 5$
- **設問(3)**(1)の回答で1を選択した場合、容器包装再商品化法の指定法人への委託を検討して いるか、再商品化計画の認定申請を予定しているかについて教えてください。[回答数:6]
 - 1. 指定法人への委託 $1 \rightarrow 0 \rightarrow 0$
 - 2. 再商品化計画の認定申請 $0 \rightarrow 0 \rightarrow 0$
 - 3. 未定又は検討中 $4 \rightarrow 5 \rightarrow 6$
- **設問(4)**製品プラを分別回収するに当たっての課題を教えてください。(※複数回答可)
 - 1. 分別収集の変更手続や住民周知などを行う上で人的リソースに課題 13→13→11
 - 2. 費用面に課題 $1 4 \rightarrow 1 0 \rightarrow 9$
 - $9 \rightarrow 9 \rightarrow 4$ 3. 再商品化計画の認定に当たって近隣にリサイクル事業者がいない
 - 4. その他 $6 \rightarrow 6 \rightarrow 7$
 - ・分別項目の増加に伴う収集日の調整 ・ストックヤードの確保
 - ・リサイクル事業者の情報不足・広域との調整(多数)

<結果>

|表面| ・分別回収時期の明確化する市町が増加(設問(1))

- |裏面||・「検討していない」の回答が減少(設問(1))、それに併せて回収方法の変更時期を明 確化する市町が増加(設問(2))
 - ・分別回収するにあたっての課題の回答数が減少(設問(4))

<市町の主な取組状況>

- ・環境省先進的モデル形成支援事業の活用(那須塩原市)
- ・家庭系焼却ごみのごみ組成調査の実施(宇都宮市)
- ・製品プラスチックのイベント回収の実施(益子町等)